

安住防衛副大臣は、11月8日に沖縄県を訪れました。

沖縄県庁において上原副知事と会談を行った後（写真上）、糸満市の平和祈念公園を訪れ、先の大戦で亡くなられた方々のご冥福を祈り献花を行いました。その後、キャンプ・コートニーにおいてロブリング四軍調整官と、嘉手納飛行場において第18航空団司令官のウィルズバック准将と（写真右下）それぞれ会談を行いました。

目次

CONTENT

米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転	2
沖縄政策協議会の下に米軍基地負担軽減部会を設置	4
キャンプ瑞慶覧（泡瀬ゴルフ場）返還跡地の原状回復措置 に関する協議会設置	5
漁業補償制度	6
在日米軍従業員永年勤続者表彰式	8
第9回防衛セミナー	9
防衛施設周辺対策事業	10
防衛白書発行・地方公共団体への説明	11
沖縄防衛局長感謝状贈呈式	11
装備施設本部長感謝状贈呈式	12
お知らせ	12



写真提供：米空軍第18航空団

米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転

米軍再編に係る嘉手納飛行場から航空自衛隊千歳基地への訓練移転（共同訓練）が平成22年11月8日から同月19日までの12日間実施され、嘉手納飛行場からF-15戦闘機12機及び人員約170名が参加しました。当該訓練移転期間中における同飛行場での騒音発生状況及び外飛行場とされる航空機の離着陸等の状況について説明します。

1 訓練移転期間中における騒音発生状況

当局におきましては、嘉手納飛行場の滑走路両端2か所及び同飛行場周辺12か所の計14か所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音の測定を実施していますが、下表に記載された2か所は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端における騒音の発生状況です。

(測定条件：騒音レベルが70dB以上かつ継続時間が3秒以上)

日付	場所	国道側	県道側	合計
11月8日(月)		156回	116回	272回
11月9日(火)		78回	66回	144回
11月10日(水)		79回	55回	134回
11月11日(木)		31回	41回	72回
11月12日(金)		86回	51回	137回
11月13日(土)		32回	18回	50回
11月14日(日)		8回	13回	21回
11月15日(月)		104回	86回	190回
11月16日(火)		167回	128回	295回
11月17日(水)		133回	90回	223回
11月18日(木)		181回	135回	316回
11月19日(金)		38回	14回	52回
1日当たりの平均		約91回	約68回	約159回

今回の訓練移転期間中における嘉手納飛行場滑走路両端での騒音発生回数は、1日当たり平均約159回であり、訓練移転開始前の平成18年度の約175回と比べ減少しています。（平成19年度平均約162回、平成20年度平均約156回、平成21年度平均約159回）

2 訓練移転期間中における外來機と考えられる航空機の離着陸等回数

今回の訓練移転期間中において、午前6時から午後6時までの間、目視により外來機と考えられる航空機の離着陸等の状況を確認したところ、1日当たりの離着陸等回数は約18回でした。その主な機種は、KC-135、C-12、C-17等であり、他基地所属の戦闘機（外來機）の飛来は確認されませんでした。

米軍再編に係る嘉手納飛行場からの訓練移転については、二国間における相互運用性の向上及び周辺住民の方々の負担軽減を図るとの観点から行っているものであり、当局としては、今後とも、米側に対し、可能な限り周辺住民への騒音の影響が最小限になるよう様々な機会を通じて申し入れを行い、周辺住民の方々の負担軽減が図れるよう努力してまいりたいと考えています。



嘉手納飛行場

再編実施のための日米のロードマップ（抜粋）

2006年5月1日

訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実施調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。



嘉手納飛行場から離陸するF-15 戦闘機

沖縄政策協議会の下に米軍基地負担軽減部会を設置

1 沖縄政策協議会について

沖縄政策協議会は、米軍施設・区域が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、地域経済としての自立、雇用の確保により、県民生活の向上に資するとともに、沖縄県が我が国経済と社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄に関する基本政策に関し協議することを目的として設置されました（平成8年9月17日閣議決定）。同協議会は、内閣官房長官が主宰し、総理大臣を除く全閣僚と沖縄県知事で構成されています。

本年9月10日に、5年ぶりに総理大臣官邸で開催された第27回会合において、同協議会の下に、米軍基地負担の軽減及び地位協定を巡る課題に対応することを目的とした米軍基地負担軽減部会を沖縄振興部会とあわせ設置することが決定されました。

沖縄県に所在する米軍施設・区域に係る諸問題に対処する当省としては、沖縄県との協議の場が必要と考えていたことから、同協議会の再開及び部会の設置は非常に有意義だと考えています。

2 米軍基地負担軽減部会について

10月25日、総理大臣官邸において米軍基地負担軽減部会の第1回会合が開催されました。

本部会は関係大臣と沖縄県知事等で構成され、政府側から、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄担当大臣が、沖縄県側から、県知事、軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）副会長（那覇市長、金武町長）が参加しました。

冒頭、仙谷官房長官から「沖縄政策協議会にこうした部会を設置し、米軍基地負担軽減について政府と沖縄県で議論するのは初めてのことであり、闊達な議論を通じて、両者で問題意識を共有し、政府として米軍基地負担軽減を強力に進めていきたい」との挨拶がありました。

次に、前原外務大臣から、

- 日米地位協定を巡る諸課題についても引き続き取り組むとして、「環境に関する合意」を議論する新たな作業部会の設置について日米間で合意したこと
- 米軍人等による事件・事故の防止等を議論する外務大臣・駐日大使間の会合を開催する運びであるとの報告がありました。

続いて、北澤防衛大臣から、

- 普天間飛行場及び嘉手納飛行場の訓練移転、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の見直し並びに嘉手納飛行場以南の施設・区域の返還について、それぞれ米側と協議を重ねていること
- グアムへの移転を引き続き着実に実施すること
- 米軍施設・区域への合理的な立入を含む環境に関する合意について、日米間の作業部会を設置し協議すること
- 幅広い課題について意見交換するため、現地レベルの連絡協議会の場を立ちあげたいこと等の報告がありました。

さらに、沖縄県側より、次のことに取り組んで欲しいとの要請、発言がありました

- 普天間飛行場の危険性の除去
- 嘉手納飛行場以南の施設・区域の着実な返還
- 基地から派生する事件・事故の発生の防止
- 嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺における航空機騒音対策
- 米軍施設・区域に起因する環境問題への対応
- 日米地位協定の見直し
- 在沖海兵隊のグアムへの移転
- 日本国への訓練移転
- 基地返還跡地の活用

その後、意見交換を行い、最後に、沖縄県側からの要請に対し、仙谷官房長官から「本部会の下に、事務レベルの作業チームを設置することを前向きに検討していきたい」との取りまとめがありました。

今後の沖縄政策協議会及び部会の運営については、官房長官の主導のもと、沖縄県をはじめ関係方面とも相談の上、進められていくことになるものと考えています。

キャンプ瑞慶覧(泡瀬ゴルフ場)返還跡地の原状回復措置に関する協議会設置!

沖縄防衛局は、泡瀬ゴルフ場の跡地利用は、地元自治体の「街づくり」にとって重要な課題であると承知しており、新たに設置された協議会において、自治体や地権者など関係者と緊密な調整を図りながら、返還跡地の円滑な利活用に資することができるよう原状回復措置から生じる諸課題について取り組んで行く考えです。



協議会の様子

当局は、本年1月から泡瀬ゴルフ場の返還に向けた取組として、北中城村、北中城村軍用地等地主会などと返還手続きや原状回復措置の制度等についての勉強会を実施してきました。

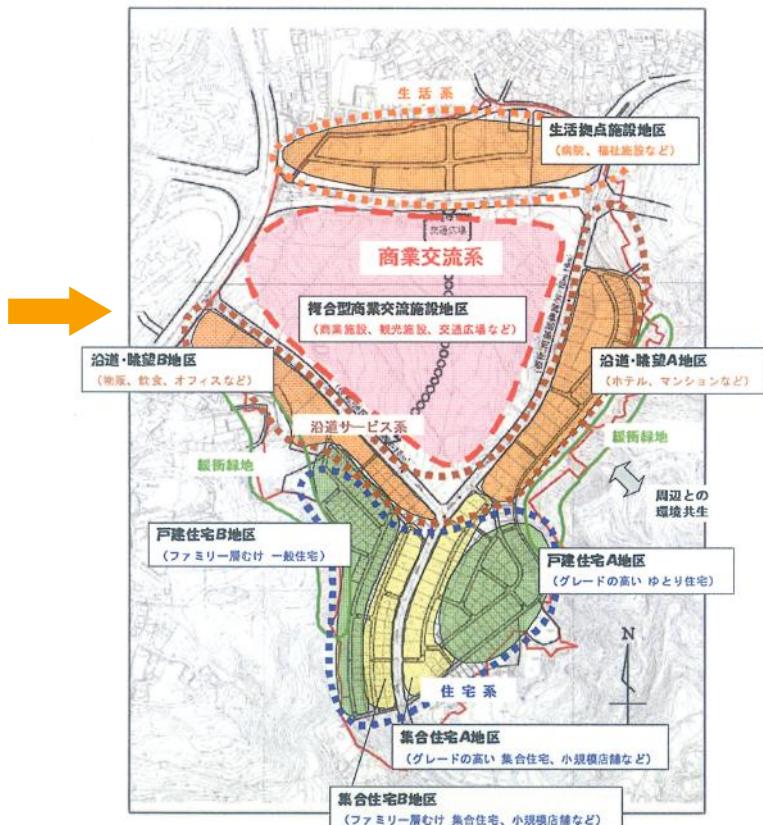
その後、7月31日に泡瀬ゴルフ場が返還され、返還跡地の「街づくり」に取り組む北中城村をはじめ北中城村軍用地等地主会及びアワセゴルフ場地権者会から、土地区画整理事業の円滑な着手などに資するため、当局が行う原状回復に関する協議の場を設置することについて要請がなされました。

そのため、北中城村、北中城村アワセ土地区画整理組合設立準備会などと協議会設置について調整が行われた結果、11月8日、北中城村役場において北中城村、北中城村アワセ土地区画整理組合設立準備会及び当局の三者により、「第一回キャンプ瑞慶覧(泡瀬ゴルフ場)返還跡地の原状回復措置に関する協議会」が開催されました。ここでは、協議会の名称、構成員*などが決定され、また、国有財産の残置物件、土壤汚染への対応などについて話し合われました。さらに、今後、効率的に協議を進めるため、技術的、個別的な課題については、作業部会を設置して集中的に協議を行い、その結果については協議会の場で確認することとなりました。

〔※構成員：北中城村役場：政策調整官、プロジェクト推進課長
北中城村アワセ土地区画整理組合設立準備会：事務局長、事務局次長
沖縄防衛局：管理部次長、調達部次長ほか〕



(旧泡瀬ゴルフ場)



(街づくりイメージ図)

資料提供：
北中城村役場

漁業補償制度について

■漁業補償とは？

在日米軍の行う訓練などにより、一定の区域及び期間を定めて漁船の操業を制限し、又は禁止することができますが、これらの制限や禁止により、制限水域設定以前より漁業を営んでいた方が漁業経営上の損失を被った場合には、「通常生ずべき損失」として補償を行っています。

また、制限水域設定後に漁業を営んだ方に対しては、漁船の操業制限等による損失の補償を受けられないことから漁業見舞金を支払っています。さらに、在日米軍による航空機の頻繁な離発着などで、農業、漁業などを営んでいた方々に損失を与えた場合にも補償を行っています。



セリの風景

1 漁業補償金について

(1) 漁船の操業制限法に基づく補償について

許可・自由漁業については、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限に関する法律」に基づき補償しています。

※ 許可漁業……農林水産大臣又は都道府県知事の許可等に基づいて営まれる漁業（鮪延縄、ソディカ延縄漁業など）

自由漁業……漁業関係法規に規制されない漁法、漁具、漁場などで営まれる漁業（一本釣、延縄、ソディカ旗流漁業など）

(2) 契約に基づく補償について

制限水域内に漁業権が存在する場合は、漁船の操業制限法に基づく損失補償と並行して、関係漁業組合（権利者）との契約（行使制限契約）に基づき補償しています。

※ 漁業権漁業…漁業権（共同漁業権）により地先海面において定着性水産物の採捕等を営む漁業（刺網、採貝藻漁業）

2 漁業見舞金について

漁船の操業制限法の適用後（沖縄県は、昭和47年5月15日以後）に漁業を開始した漁業者については、漁業補償の対象とならないため、これら新規漁業者に対する救済措置として、昭和56年度から漁業見舞金を支給しています。

※ 沖縄県漁業者に対する漁業見舞金の特例について

従来、漁業見舞金の支給要件のひとつである後継自立に関し、平成10年度から漁業経営者として自立後の経験年数を本土においては10年、沖縄県については7年に短縮し、さらに平成15年度から、後継自立後の経験年数を本土においては6年、沖縄県については3年に短縮し、支給しています。

■漁業補償金等の推移について

漁業補償金等については、平成10年度をピークに年々減少し、平成21年度にはピーク時の半分ぐらいになっています。これは、水揚高の半分以上を占めていた浜売りの水揚高が大幅に減少したことが大きな要因です。

平成18年に一部の漁協による不正受給事件（操業実態のない申請）が発生し、再発防止対策措置として、より厳格な審査等を実施することになり、これに伴い、水揚高、特に浜売り分についても仕切書、領収書などの証拠書類による確認が必要となりました。このことから、漁業者等が浜売り分の水揚高を証拠書類により証明することが難しく、その結果、浜売り分の水揚高の申請が大幅に減少しているところです。

■漁業補償金等の仕組みについて

漁業補償金等は、推定した平年の漁業粗収入（水揚高）※から経営費を控除した額と制限時の漁業粗収入（水揚高）から経営費を控除した額の差額の8割を補償額として算定しています。

※ 制限時の漁業粗収入（水揚高）に被害率（面積比：漁場面積に対する制限面積の割合と期間比：期間内における演習日数の割合を基に算定）を乗じて推定

被害率が大きいほど平年と制限時の漁業粗収入（水揚高）の差が大きくなり補償額が増えます。また、制限時の漁業粗収入（水揚高）が高いほど、漁業粗収入（水揚高）に経営費の占める割合が小さくなり所得額が増えることにより補償額の増になります。つまり、補償金等を増額するためには、制限時の漁業粗収入（水揚高）を上げること及び浜売りの資料（証拠書類）を整理し、適正な書類で申請することが必要となります。

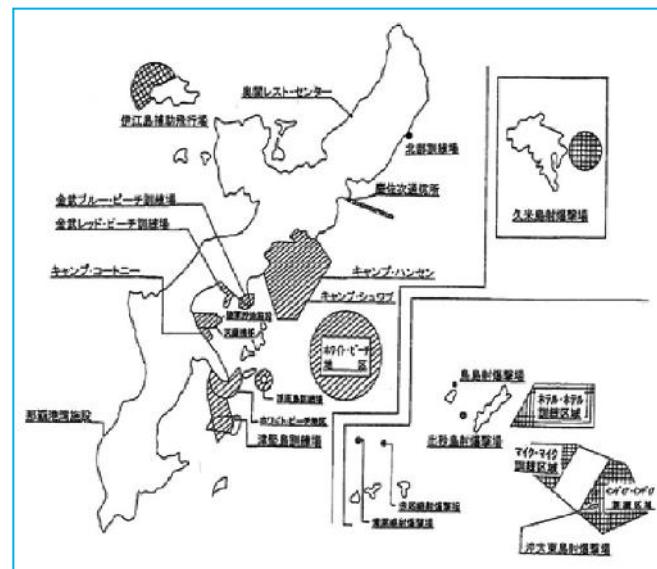
沖縄周辺海域における24箇所の制限水域

現在、沖縄県周辺海域には、24箇所の制限水域が設定されております。制限水域には、常時漁船の操業を制限する「常時制限水域」と演習が行われる期間及び時間等を水路通報等により通報する「使用時制限水域」があります。これらの制限する水域の区域（範囲）は緯度、経度で設定され、期間及び条件は、内閣府の告示に掲載されております。

また、第十一管区海上保安本部のホームページにおいて確認することも出来ます。

第十一管区海上保安本部のホームページ

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN11/anzen/cgi/11kankutuho.html>



演習通報について

沖縄県内には、多数の漁業従事者がいるため、漁業の安全確保を維持することは大切なことです。私達は、「制限水域」において米軍の訓練が実施される際には、米軍から通知があったら速やかに「演習通報」として、演習が行われる水域、日時及び演習内容について、第十一管区海上保安本部を始め関係市町村及び関係漁協等へ事前にFAXで送信し、後日、公文書にて通知し、漁業者の方々の安全操業を確保するよう努めています。

また、キャンプ・シュワブ水域等で行われる水陸両用車の海上移動については、米軍から通報が来たら速やかに漁業者の皆さんにお知らせするようにしています。

今後とも、漁業者の安全操業の確保のために、情報を迅速かつ正確に伝えられるよう努めていきたいと思います。

演習通報の経路 在沖米軍 → 沖縄防衛局 → 関係市町村、漁協等 → 漁業者等

担当者から

本年4月の人事異動により当課に配属されました。

当課勤務は2度目で、前回の勤務は、昭和52年4月の新規採用から昭和59年3月までの7年間勤務しました。それから実に26年ぶりの復帰となります。

担当の漁業協同組合等を久しぶりに訪ねましたが、ほとんどの漁協で事務所の場所が当時とは変わっており、また、漁港も整備され立派になっていて、改めて時の流れを感じさせられました。

当然のことながら、各漁協の組合長や事務担当者とも初対面でしたが、その中であるK漁協の「S参事」がひとりだけ現職でがんばっておられましたが、残念ながら、本年7月末に定年で退職なされたとのこと。

担当者としましては、漁業者の皆様への適正な補償等の実施と安全に操業ができるよう十分に留意して参りたい。

施設補償第1課 座喜味 盛男

平成22年度在日米軍従業員永年勤続者表彰式



10月21日、防衛省及び在日米軍の共催により、沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員の永年勤続者表彰式が、宜野湾市のラグナガーデンホテルで行われました。

主催者の国からは真部沖縄防衛局長らが、在日米軍側からはウィルズバック第18航空団司令官らが出席し、来賓として仲井眞沖縄県知事、高嶺沖縄県議会議長、グリーン在沖縄米国総領事、與那覇全駐労沖縄地区本部執行委員長らが出席しました。

沖縄県内の米軍基地に勤務する在日米軍従業員数は約9,000人で、本年度は、勤続年数10年、20年、30年及び40年を迎えた合計570人が表彰を受けました。

表彰式典では、主催者を代表して真部局長及びウィルズバック司令官から式辞があり、真部局長は「沖縄県に所在する米軍施設に長年にわたり勤務され、それぞれの立場で職責を立派に全うしてこられました。皆様の職務が、わが国防衛の柱である日米安全保障体制において、極めて重要な役割を果たしている在日米軍の円滑かつ効果的な運用にとって、欠くことのできないものであることは申すまでもございません」と述べました。

続いて各軍等それぞれの受賞者の代表者へ真部局長から表彰状が授与され、各軍司令官等から記念品が贈呈されました。その後、来賓の方々からの祝辞をいただき、受賞者代表による謝辞が述べられました。

今回の表彰式典の円滑な実施に尽力を頂きました各軍等並びに労務管理機構の皆様方に心より感謝申し上げます。



式辞を述べる真部局長



代表者へ表彰状を授与する真部局長

第9回防衛セミナー開催



主催者挨拶をする真部局長

沖縄防衛局は、11月2日、那覇市の沖縄県立博物館・美術館の講堂において、第9回防衛セミナーを開催し、約180名の方々に来場していただきました。

今回の防衛セミナーは「新たな時代の安全保障と防衛力」をテーマとして、防衛省防衛政策局防衛計画課の堀地徹課長から、本年末に予定される防衛計画の大綱の見直しに向けて、8月27日にとりまとめられた「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書の概要、沖縄における自衛隊配備、南西諸島周辺諸国との動向等、さらには23年度概算要求における沖縄関係経費等について詳しく説明をしていただきました。

また、講演終了後、参加者から先島への自衛隊配備などについて多くの質問があり、講師との活発な質疑応答が行われました。

今回のセミナーについて当局が実施したアンケート調査では、約9割以上の方々から「防衛セミナー開催の継続を希望する」との回答をいただきました。

防衛セミナーについては、今後もできるだけ多くの方々に参加いただけるよう創意工夫のうえ、実施していきたいと考えております。



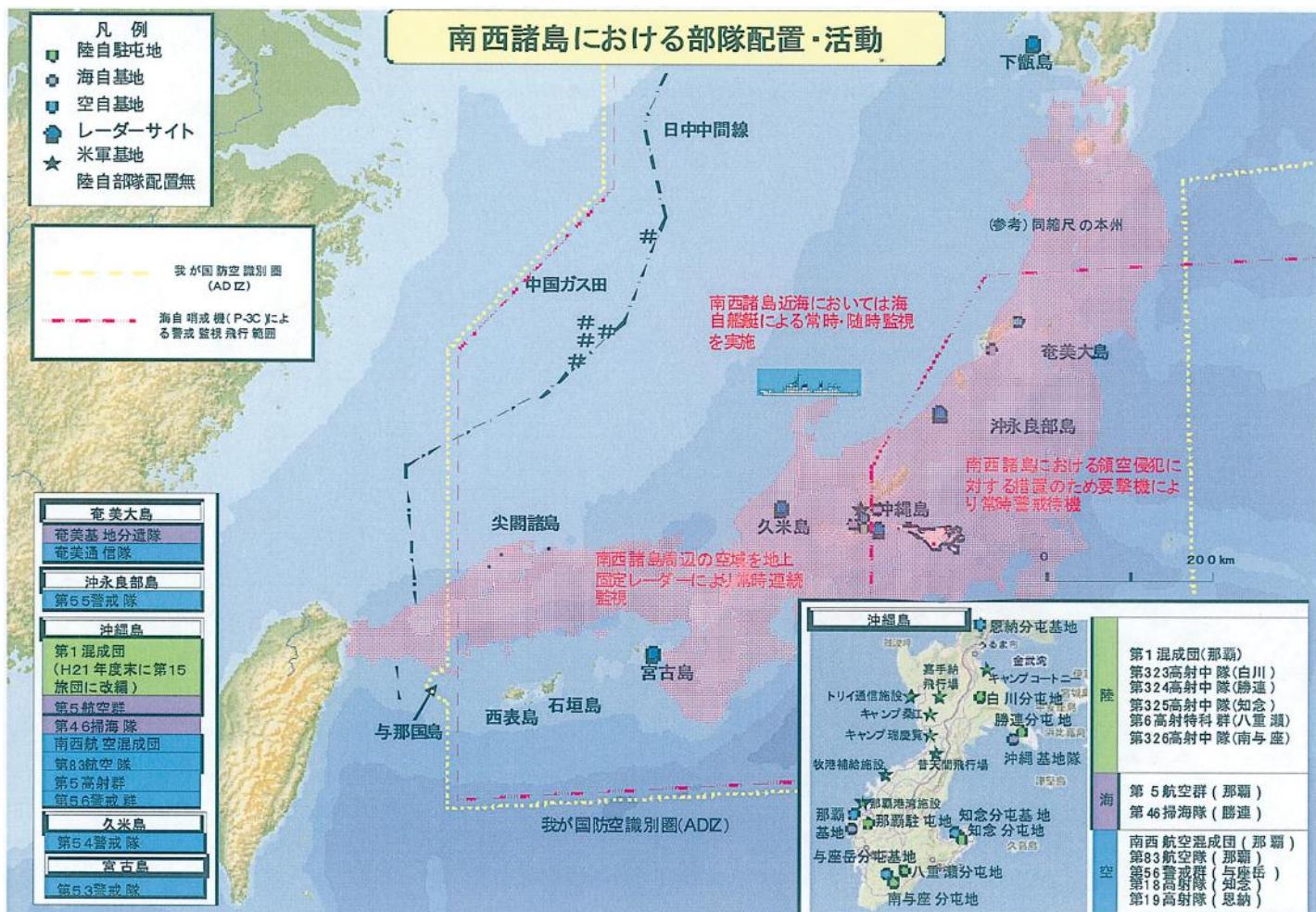
講演する堀地防衛計画課長



質疑応答の様子



会場の様子



東部消防組合高機能消防指令センターが完成

南風原町、与那原町及び西原町を管轄区域とする東部消防組合の本部において、このほど完成した「高機能消防指令センター」の運用開始式が10月15日に挙行され、消防関係者を始め、多くの方々が出席し完成を祝いました。

本施設は、地域住民の皆様方の尊い生命財産を守るために、通信指令業務の能率的運営を図るとともに、地域住民の福祉の向上及び基地周辺の民生安定に寄与することを目的に「防衛施設周辺民生安定施設整備事業」により整備されたもので、119番通報の受付から出動車両の編成及び出動指令を行う指令台、災害地点を地図表示する地図等検索装置、署所及び消防車両等へ出動指令情報を電送する指令電送装置など高度な機能を備えています。

式典において、組合管理者である城間 南風原町長から「南風原町、与那原町及び西原町で発生する各種災害へ迅速・的確に対応し、大災害時の対応力を強化する高機能消防指令センターが地域防災活動の拠点として、より高度な消防サービスの提供に大きく貢献できるものと確信を致しております」との挨拶があり、また、「高機能消防指令センターを運用開始できましたことは、関係各位の皆様、沖縄防衛局に衷心より感謝申し上げる次第でございます」とのお礼の言葉を頂きました。

当局としては、救急需要の増大、急速な少子高齢化の進展、人口減少社会、自然災害等の複雑化など多様化する消防行政に対応するため、本施設の機能を十分に発揮するよう活用して頂き、救命率の向上など地域住民の生活環境の向上に貢献できることを願っています。



テープカットの様子



祝辞を述べる大東次長

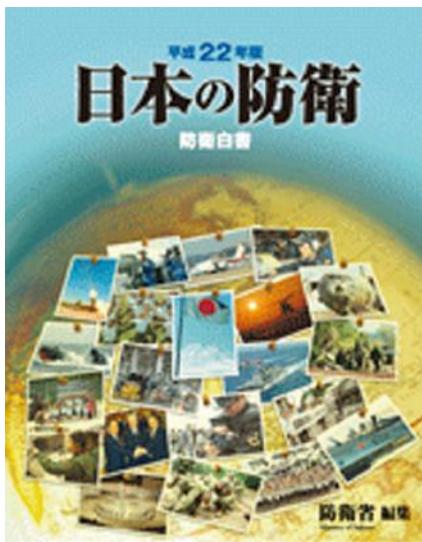


高機能消防指令センター

周辺環境整備課 比嘉 榮です。 本指令センターを整備するにあたって、東部消防組合の担当者と組合を構成する3町の実状に即した緊急通報受信後の出動隊の編成や各支所への通報体制に係るシステム等の構成について多くの打ち合わせを重ねてきました。そして、施設の完了確認時において実際に救急車の緊急出動要請があり、消防隊員が本施設の機能を十分に発揮した迅速な対応する様子を観ることができ、施設整備のお手伝いさせて貰った甲斐がありました。

終わりに、東部消防組合の隊員の皆様には、防災や災害から地域住民を守るための活動拠点として本施設を十分に活用していただくことを期待しております。

平成22年度版防衛白書発行・地方公共団体への説明



防衛白書は、わが国防衛の基本について国民の理解を深めるため毎年刊行してるので、平成22年版で36回目になります。

今年の特徴として、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処、ハイチ国際平和協力業務など、防衛省・自衛隊の「ありのままの姿」をお伝えし、国民の皆様が国の防衛を考える際の資料となるよう、例年以上に図表や写真を掲載し、また防衛省内外の多くの方々の声をコラムで掲載しています。

沖縄防衛局は、防衛省の各種施策について理解を深めるため、沖縄県をはじめ県内すべての41市町村に防

衛白書の内容について説明を行いました。

なお、防衛白書の内容などについては、防衛省のホームページ (<http://www.mod.go.jp/>) に詳しく掲載されていますのでどうぞご覧下さい。



県知事へ説明をする真部局長(左)

平成22年度自衛隊記念日における沖縄防衛局長感謝状贈呈式

自衛隊記念日（11月1日）に当たり11月4日、沖縄残波岬ロイヤルホテル（3階コチョウの間）において、沖縄防衛局の業務に対し深いご理解と多大なご協力を頂いた関係者3名の方々に沖縄防衛局長感謝状を贈呈しました。

島袋権勇前名護市議会議長にあっては、普天間飛行場代替施設建設事業にご理解を示しご協力を頂いたこと、長浜眞榮瀬名波区長にあっては、瀬名波通信施設の返還（SACO事業）にご協力を頂いたこと及び池原政文前伊芸区長にあっては、キャンプ・ハンセンから派生する諸問題の解決に尽力され、当局業務の円滑な推進に貢献されたことなどの功績により、真部局長から感謝状が贈呈されたものです。



前列左から池原政文前伊芸区長、島袋権勇前名護市議会議長、真部局長、長浜眞榮瀬名波区長

平成22年度補正予算について

平成22年11月26日、国会において平成22年度補正予算が成立しました。

この補正予算においては、嘉手納及び普天間飛行場周辺における住宅防音事業の促進のため、約5億円が計上されています。

防衛省装備施設本部長感謝状贈呈式

自衛隊記念日（11月1日）に当たり11月2日、防衛省装備施設本部で、在日米軍及び自衛隊の任務遂行に必要な施設の整備において永年にわたり円滑確実に契約の履行に努められた、株式会社沖縄日立に装備施設本部長感謝状が贈呈されました。

株式会社 沖縄日立（取締役社長 石塚元氏）にあっては、泡瀬ゴルフ場の返還にかかる代替施設の建設について関係機関等との適宜適切な調整を行うなど丁寧かつ迅速な工事を実施され、代替施設を早期に完成し、もって施設・区域の返還という地元負担軽減の推進に寄与されたことなどの功績により岡崎装備施設本部長から感謝状が贈呈されたものであります。

なお、本感謝状の実績は、下表に示すように総合評価入札方式における企業の施工能力の評価対象となります。

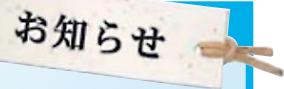


岡崎本部長(左)と石塚取締役社長

総合評価入札方式における企業の施工能力の評価（抜粋）

評価の細目	評価基準	評価点	
		配点	採点
優秀工事顕彰等の実績 当該年度を含む過去3年間に贈与した、防衛省装備施設本部長又は各地方防衛局長の感謝状若しくは各地方防衛局調達部長又は各地方防衛支局長の顕彰状の実績	装備施設本部長又は沖縄防衛局長感謝状	1件につき5点	合計で最大10点とする
	沖縄防衛局調達部長顕彰状	1件につき3点	
	他地方防衛局長感謝状又は他局調達部長及び他地方防衛支局長顕彰状	1件につき1点	
	実績なし	0	

航空自衛隊「エア・フェスタ2010」



1. 日 時：平成23年1月23日（日）09:00～15:00
2. 場 所：航空自衛隊那覇基地（入場無料）
3. 内 容：ブルーインパルス飛行展示、各種航空機の飛行展示、自衛隊装備品の展示
南西航空音楽隊演奏、各種アトラクション等
4. 問合せ：航空自衛隊那覇基地渉外室
電話098-857-1191 内3291



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp